**〇もんま委員長** 総務常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、宮崎委員から欠席する旨の届出がございます。

それでは、初めに、地域振興に関する事項についてを議題といたします。

- (1) 北海道エアポート株式会社の義務的活性化投資履行義務の免責について、理事者から報告 を願いたいと思います。
- **○熊谷地域振興部長** 旭川空港の運営者であります北海道エアポート株式会社の義務的活性化投資の履行義務の免責について、御報告させていただきます。

本日、資料をお配りしております。

旭川空港は、昨年10月から民間委託となっておりますが、世界的な新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大により、航空需要は激減し、北海道エアポート株式会社が運営する道内7空港の利用実績は、2020年2月以降、前年実績を大幅に下回る水準で推移しており、現在の見通しでは、2021年度以降も資金繰りが悪化することが想定されるところであります。資料には記載しておりませんが、運営者の経営は、2020年度の純損失が約261億円となるなど、大変厳しい状況となっております。

このような状況の中、運営者から、先月、7月19日付で、資金の確保が困難であるため、当初、民間委託開始から5年間に実施契約に基づき実施が義務づけられている空港活性化のための投資、義務的活性化投資について、履行義務の免責、履行時期の延期を認めてほしい旨の申出がございました。これに対する本市の対応でありますが、実施契約上、運営者が天災などの不可抗力により業務の遂行が困難となった場合は、その旨を管理者に通知し、管理者が不可抗力の発生を認識した場合、履行義務の一部を免責できることとなっており、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な航空需要の低下は、災害と同様の不可抗力であると認識できるものとして、国、道、帯広市、本市の4管理者で協議の上、管理者全体で一致して履行延期となった施策については、事業期間中に確実に履行することなどを条件とした上で一部の後ろ倒しを認めることとし、本市は、その旨を8月2日に運営者へ通知したところでございます。国は現在、手続中でございますが、道と帯広市につきましては、既に同様の通知を行っております。また、こちらも資料には記載しておりませんが、4管理者がそれぞれ履行義務の免責を認めたことによりまして、運営者が運営する道内7空港全体の運営開始5年間での投資額は、当初の623億円から192億円になるものと伺っております。

運営者の経営は、今後も厳しい状況が続くものと考えられますが、国が支援パッケージを発表し、 運営権対価の支払い猶予や機能維持のための更新投資に対する無利子融資など、空港運営会社に対 する各種支援策を実施していることから、本市といたしましては、運営者による事業継続は可能で あると判断しているところでございます。

次に、旭川空港における義務的活性化投資の後ろ倒しの状況についてですが、実施年度の表がございます。これは現段階での想定であり、事情により変更の可能性はございますが、まず、表の一番上に記載しております国内線の保安検査場増設などの国内線の内部改修、2番目のターミナルビルの拡張などの国内線の商業施設増築、3つ目の国際線関連の商業改修、そして4つ目は、ターミ

ナルビル正面の車寄せなどのカーブサイド改良、このほか、こちらも記載はありませんが、道内7空港の一体的な運営や緊急事態へのスムーズな対応を会社全体で連携していくための仕組みでございます北海道オペレーションセンターの設置などの後ろ倒しにより、当初5年間で約22億円と示されておりました旭川空港における活性化投資は、約4割に当たる8.5億円が後ろ倒しとなり、約13.5億円となる見込みでございます。

今後の対応についてでありますが、今後も新型コロナウイルス感染症による影響が続くことが想定されますが、本市におきましては、運営者や3管理者とも連携を図りながら、今回の履行義務の免責について付した条件に基づいた義務的活性化投資の履行状況や、実施契約や要求水準書等に基づく運営がなされているかなどについて、モニタリング等で引き続きしっかり確認しながら、民間委託による空港運営を継続してまいります。

以上、御報告させいただきます。よろしくお願いします。

**〇もんま委員長** ただいまの報告につきまして、特に皆様から御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇もんま委員長** なければ、この件に関わりまして出席している理事者については、退席していただいて結構でございます。

次に、地方行財政に関する事項についてを議題といたします。

まず、「旭川市デジタル化推進方針」の策定について、理事者から報告を願いたいと思います。

**〇片岡総務部行政改革担当部長** 旭川市デジタル化推進方針の策定につきまして、御報告申し上げます。お手元に、「旭川市デジタル化推進方針(素案)」に対して寄せられた意見と市の考え方、旭川市デジタル化推進方針(概要版)、それから旭川市デジタル化推進方針の本文、この3点を御配付させていただいております。

本件につきましては、本年6月8日の総務常任委員会で御報告させていただき、6月21日から7月21日までの期間、意見提出手続を実施いたしました。その結果につきまして、お手元の「旭川市デジタル化推進方針(素案)」に対して寄せられた意見と市の考え方の資料を御覧ください。

この資料は、1人及び1団体から合計3件の御意見をいただき、これに対する市の考え方をまとめたものでございます。これらのうち、テレワークの推進に関する御意見についてでございますが、テレワークにつきましては、国はもとより、本市もICTを活用したテレワーク環境の充実に取り組んでおり、本方針の取組項目である民間等のICT環境整備支援の一つにテレワークの導入支援がありますことから、御意見を参考に、本方針の本文を加筆修正し、庁内手続を経て、8月19日付で策定したところでございます。

今後につきましては、御配付しました本方針の概要版のとおり、基本理念である機能的で信頼されるスマート自治体の実現に向けまして、行政サービス迅速化による利便性向上、行政運営の簡素化・効率化、それから地域課題の解決、この3つを基本目標といたしまして、そしてまた、この方針を支えるものとして、ICT関連経費の節約、情報セキュリティの確保、デジタルスキルの向上・人材の確保、この3つを基盤といたしまして、基本目標と併せて、それぞれSで始まる言葉をキーワードとし、本方針に基づきデジタル化を着実に進めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

**〇もんま委員長** ただいま報告いただきました件につきまして、委員の皆様から特に御発言等はご

ざいませんか。

## (「なし」の声あり)

**〇もんま委員長** ないようですので、この件に関わりまして出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、自衛隊への個人情報提供についてであります。この件につきましては、石川委員から発言の申出を受けておりますので、御発言を願いたいと思います。

**〇石川委員** おはようございます。

自衛隊への個人情報提供について、何点か質問させていただきます。

この課題につきましては私、6年前になりますか、2015年の第3回定例会でも取り上げました。当時は、今年度中に満18歳を迎える方を住民基本台帳から抽出して、自衛隊に閲覧させる、そういったことだったと思うんですが、この内容については今でも変わらないのかどうか、お答えください。

**○宮川総務部次長** 自衛官募集に係る住民基本台帳の写しの閲覧につきましては毎年度行われており、今年度も18歳及び22歳を迎える方を抽出したものを自衛隊旭川地方協力本部の職員が閲覧しているところでございます。

**○石川委員** たしか6年前に私が質問したときは、満18歳を迎える方だけだったと思うんですければも、今、22歳という答弁もあったんですければも、いつから22歳の方も対象に加わるようになったのでしょうか。

- **〇宮川総務部次長** 満22歳を迎える方につきましては、令和2年度から実施しております。
- **○石川委員** 令和2年度から18歳だけでなく22歳も対象に加わったということですね。

そこで、私の知人で高校3年生のお子さんがいる御家庭に、自衛隊旭川地方協力本部から手紙が、 郵送ではなく、切手を貼らずに自宅ポストに直接投函されていたということなんです。知人は、な ぜ我が家に高校3年生の子どもがいることを自衛隊が知っているのか、また、民間企業であればル ール違反となる個別訪問での文書配付が自衛隊だと許されるのか、このことに疑問を感じ、不愉快 に思った、そういうことなんですよね。この知人のように、自衛隊に個人情報を提供したくない場 合は、あらかじめ申し出ることによって自衛隊への閲覧名簿から除外すべきだと思うんですが、い かがでしょうか。

**○宮川総務部次長** 住民基本台帳法第11条では、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、その必要な範囲において、氏名、出生年月日、住所などの4項目に限り、住民基本台帳に係る部分の写しを当該国または地方公共団体の機関の職員で指定する者に閲覧させることを請求することができるとされております。また、自衛官及び自衛官候補生の募集については、自衛隊法第29条で、地方協力本部の行う事務とされており、当該募集事務は法令で定める事務であります。その事務を行うために請求された場合は、必要な範囲において閲覧できることとされていることから、任意に除外することは難しいものと捉えております。

**〇石川委員** 今、閲覧名簿から除外することは難しいということなんですけれども、これは実際に やっている自治体があるんですよね。徳島県の三好市は旭川市と同じ閲覧方式を取っているんです けれども、あらかじめ除外してほしいというふうに申入れがあった場合は、その方を閲覧名簿から 除外するというやり方を実際取っています。そういう自治体もあるので、今後この点についても検 討していただきたいというふうに思います。

それで、次に進みますけれども、昨年度、地方分権改革に関する提案募集で、長崎県大村市と熊本県合志市が、地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があったときは、住民基本台帳の一部の写しを提供することができる旨、住民基本台帳法または自衛隊法に明確に規定すること、こういった内容のことを求めたんですよね。その後、内閣府地方分権改革推進室から、追加共同提案の意向について照会があったと思うのですが、この内閣府からの照会に対して、旭川市はどのように回答したのでしょうか。

**○宮川総務部次長** 本市からは、本件に係り、追加共同提案団体として参画する意向の有無等につきましては「あり」と回答し、支障事例、地域における課題及び制度改正の必要性等の具体的内容につきましては「なし」として空欄で回答しております。

**〇石川委員** 今、追加共同提案団体としての参画の意向の有無については「あり」、「あり」ということは、すなわち大村市や合志市と同じように、それぞれの自治体が決めるのではなく、国で制度化してほしい、これに賛同するよっていう意思を表したということだと思うんですが、どのような理由で旭川市は「あり」と回答したのでしょうか。

**○宮川総務部次長** 国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供につきまして、住民 基本台帳の一部の写しの閲覧は、住民基本台帳法第11条第1項に規定されておりますが、写しの 提供は規定されておりません。また、自衛隊法施行令第120条においては、国は自治体への資料 の提供を求めることができるとあります。しかし、その資料提供適否の判断は、個人情報保護の観 点と照らし合わせ、自治体ごとに判断している状況でございます。このため、自治体によって判断 が異なる状況となっており、全国で統一的な対応となることが必要なことから、共同提案団体とし て参画することとしたところでございます。

**〇石川委員** 今の答弁をお聞きしますと、自治体によって判断が異なるから、そうではなくて全国で統一してほしい、そういうことだと思うのですが、旭川市としては現時点で、自衛隊への紙媒体での情報提供ということは考えているのでしょうか。

**○野崎総務部長** 令和3年2月5日付、防衛省、総務省の連名で、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないということの通知がなされまして、これにより、今年度、これまでの閲覧対応から、資料提供に変更した自治体があるというふうに聞いているところであります。

先ほども説明がありましたように、法で交付請求ができる場合というのが定められている中で、 通知が発出されているという状況でありますことから、自治体によって判断が異なる状況に変わり がないというところでありますけれども、本市といたしましても、考え方を整理していく必要があ るというふうに考えており、今後、国やほかの自治体の動向を注視してまいりたいというふうに考 えております。

**〇石川委員** 今、部長のほうから、今後の国やほかの自治体の動向を注視したい、そういった答弁 がありましたけれども、ということは、現時点では紙媒体での情報提供は考えていないということ でよろしいでしょうか。

**〇野崎総務部長** 現時点というか、今年度についても、この通知が出た中で、自衛隊旭川地方協力本部のほうからは閲覧のほうでという請求があったところでありますので、現時点では紙媒体での

情報提供はしていないところであります。

- **〇石川委員** 現時点では、紙媒体での情報提供はしていないということでしたね。私どもの会派は、 紙媒体で情報を提供するというのはもちろんなんですけれども、そもそも閲覧させるべきではない というふうに考えておりますが、これについての見解をお伺いします。
- **〇野崎総務部長** 先ほど閲覧について、次長のほうから御答弁申し上げたところでありますけれど も、こちらにつきましては、住民基本台帳法と自衛隊法の規定に基づき閲覧を行っているというと ころでありますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。
- **〇石川委員** 大変、木で鼻をくくったような答弁で理解できるものではありませんが、これ以上いい答弁が聞けると思いませんので、以上で質疑を終わらせていただきます。
- **〇もんま委員長** 他の委員から何か御発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**〇もんま委員長** なければ、以上で予定しておりました議事は全て終了いたします。 ここで、委員の皆様から特に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇もんま委員長** それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時23分